

危機管理

マニュアル

～突発的な事故の対応～



北海道追分高等学校

目 次

[1] はじめに	1
[2] 危機管理の原則	1
[3] 学校で起きる危機的な課題例	2
[4] 危機にどう対処するか（４つのステップ）	2
[5] 危機にあたっての留意点	2
[6] 平常時の災害予防対策	3
1 学校の施設、設備の点検	3
2 通学路、生徒指導上の安全対策	4
3 生徒に対する防災教育	4
[7] 災害発生時の対応	6
1 校内で火災が発生した場合の対応	6
2 地震が発生した場合の対応	7
3 ミサイルが発射された場合の対応	8
[8] 健康安全上の対応	9
1 校内で生徒がけがをした場合の対応	9
2 校内で暴力事件が発生した場合の対応	10
3 食中毒への対応	11
4 学校伝染病・インフルエンザ等感染症の対応	12
[9] 教育上のトラブルの対応	13
1 生徒指導における対応	13
2 いじめ問題の対応	14
3 問題行動に対する基本的な対応	15
4 いじめ・行事等自殺予告電話の対応	16
5 凶器持ち外部侵入者への対応	17
6 校外における不審者・異常者への対応	18
[10] 参考資料	
1 災害発生時の対応	①
2 緊急時の救急体制	②
3 災害時（地震・火災・台風・噴火等）の指揮系列及び内容	④
4 アレルギー対応危機管理マニュアル	⑤
5 熱中症対応危機管理マニュアル	⑨

〔 1 〕はじめに

近年、自然災害や様々な事故、いじめや不登校などにより学校の危機管理の必要性が問われている。これは、「学校教育において生じる事件・事故」のすべてにおいて、危機的状況に陥った場合を想定して考えなければならず、そのための「予防的措置」及び「適切な事後処理」を含むものである。

そこで、危機管理に対処するための方策として、平常時の備えや危機発生時の諸活動等についてマニュアルを作成し、学校の教職員全体で認知しておく必要がある。

〔 2 〕危機管理の原則

危機に対する認識の第一歩は、「異常」や「非常」を感知したり察知することにある。しかし、何を異常・非常と捉えるのか、また、どこからを異常・非常と捉えるのかは、個々により異なる場合がある。

生徒の言動の変化を異常・非常と捉えなかったために、問題が大きくなったり、複雑になったりした例も見られる。

異常と捉えた場合、的確かつ迅速に対応しうる判断力と行動力が重要である。この場合のポイントは、『事態を一人で受け止めないで、直ちに関係者に連絡・相談すること』である。

更に不測の事態が発生した場合には、必ずしもマニュアル通りではなく、状況に即して臨機応変に対処することも大切である。この場合には、独断専行にならないように、連絡・相談を速やかに行うようにしなければならない。つまり、危機管理の原則は次のとおりである。

状 況 把 握

適 切 な 判 断

迅 速 な 対 応

臨 機 応 変 な 対 処

報 告 ・ 連 絡 ・ 相 談

[3] 学校で起きる危機的な課題例

- 1 教育活動に伴う事故（一般の学校事故）
- 2 懲罰・体罰
- 3 生徒指導に関する事故（いじめ・不登校・校内暴力など）
- 4 火災・地震や施設設備の破損
- 5 伝染病の流行（食中毒・インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症など）
- 6 公務員倫理など服務規律に関する苦情など
- 7 不審者の校内侵入
- 8 その他（予期せぬことへの対応・ミサイル・爆弾の予告・その他）

[4] 危機にどう対処するか（4つのステップ）

- 1 危機の予知（情報収集）
危機的な状況が起きる可能性を予知する。（施設設備の日常的点検をする。）
- 2 危機の回避及び防止（最悪への準備）
予知したらそれを回避する措置を講じる。
- 3 危機への対処
不幸にして発生した場合の組織として対処の仕方を作成しておく。
- 4 危機の再発防止

[5] 危機にあたっての留意点

- 1 的確な情報システムを作っておく。（情報の一元化＝教頭。不在時＝教務部長。）
- 2 事前に危機を防止し・回避することができる準備を日頃から用意しておく。
- 3 危機が発生した場合に人命を第一に考え、それに対してどうやって被害を最小限にしていくかを考え、対策を取り決めておく。
- 4 再び同じような危機がおこらないように再発防止の手段を講じておく。
- 5 必ず経緯（時間的経過を含めて）が分かる記録を取る。
- 6 報告（情報）の原則（5W1H）
 - 「何時 when」
 - 「何処で where」
 - 「何が what」
 - 「何故 why」
 - 「誰が who」
 - 「如何にして how」

[6] 平常時の災害予防対策

1 学校の施設、設備の点検

(1) 普通教室の施設、設備と環境保全

- a. 机、椅子、教卓等の配置と固定状態の確認
- b. 壁、ドア、窓ガラス、床面の破損の点検
- c. 通風、換気の点検
- d. 照明器具、採光の点検と落下防止の確認
- e. 非常口の明示と点検

(2) 体育施設の安全管理

- a. 体育館床面の管理、点検
- b. 各種体育用器具の点検と安全な活用
- c. 付属施設、固定施設設備等の定期点検
- d. 用具室、放送室、トイレ等の管理と点検
- e. グラウンドの管理と点検、整備
- f. 非常口の明示と点検

(3) 特別教室の管理

ア 化学・生物室の管理

- a. 戸棚、実験台、テレビ等の配置と転倒予防の確認
- b. 物品の運搬、格納の状態の点検
- c. 器具類、薬品類の整理・保管と紛失防止対策
- d. 熱源、電源の管理と点検
- e. 薬品の扱い方、後始末等の一般的注意の掲示
- f. 消火器、防火バケツの準備と点検

イ 被服室の管理

- a. 戸棚、実習台の配置と転倒防止の確認
- b. ミシン、アイロン等の保管、管理と点検
- c. カッター、はさみ、針等の管理と紛失防止対策
- d. 実習中の安全の確認
- e. 電源の管理と点検

ウ 調理室の管理

- a. 戸棚や調理台の配置と転倒防止や危険防止
- b. ガスコンロの使用前後の点検
- c. 調理用器具の確認、点検と実習中の安全の確認
- d. 引火性の油類の安全な収納と管理、点検
- e. 調理用素材の保存や管理

エ 音楽室の管理

- a. 楽器収納棚の整理整頓と楽器落下防止
- b. ピアノの足の固定確認
- c. 音響装置の転倒防止と定期点検

オ 保健室の管理

- a. 薬品棚、ロッカー、計測機器等の転倒防止
- b. 釣り棚の落下防止と点検
- c. ベッドの位置の安全確認

カ パソコン室・検索室の管理

- a. PCの落下防止と点検
- b. 電気系統の点検とたこ足配線の防止
- c. 書類棚の整理整頓と落下防止

キ 職員室の管理

- a. 机上の整理整頓と書類・書籍等の転倒防止
- b. 照明の落下防止と点検
- c. 電気系統の点検とたこ足配線の防止
- d. 緊急放送設備の定期点検
- e. 公簿の紛失防止対策
- f. 公簿の整理整頓と緊急時の持ち出し

2 通学路、生徒指導上の安全対策

(1) 通学路

本校の通学路は道幅が狭く、小路を利用する場合は見通しが悪い。高齢の運転者も多く生徒の通学には十分な注意を要する。

(2) 指導の重点

- ア 右側通行の励行
- イ 斜め横断の禁止
- ウ 横に広がって歩かない

(3) 指導方法

- ア 交通安全意識の啓発（集会、学級指導等）
- イ 路上歩行指導の実施（年度初めに重点的に実施）

(4) JR通学生の指導方法

- ア 列車通学生の会を結成（年度初め）
- イ 列車通学生の会より情報収集
- ウ 添乗指導の実施（JRとの合同添乗指導）
- エ 駅巡視の定期的実施

3 生徒に対する防災教育の実施

学校における危機は、自然災害をはじめ、一般の教育活動におけるトラブル、生徒指導上の諸問題、衛生管理、けが、教職員の事故等数多く上げられる。

従って、日頃から事故を起こさないための指導体制のあり方やあらかじめ起こり得る災害等を想定した訓練、万が一危機に陥った場合の対処など教職員間で共通理解を図っておかなければならない。

(1) 火災・地震災害に関わる防災訓練

- ア 校内で火災が発生した場合の対応
- イ 通常の登校日に地震が発生した場合の対応
- ウ 避難訓練実施要領
- エ 消火栓、消火器の設置場所

(2) 健康安全上の事故に関わる対処・指導

- ア 校内で生徒がけがをした場合の対応
- イ 校内で暴力事件が発生した場合の対応
- ウ 食中毒への対応
- エ 学校伝染病、インフルエンザ等が蔓延した場合の対応

(3) 教育上のトラブルに関わる対処・指導の方法

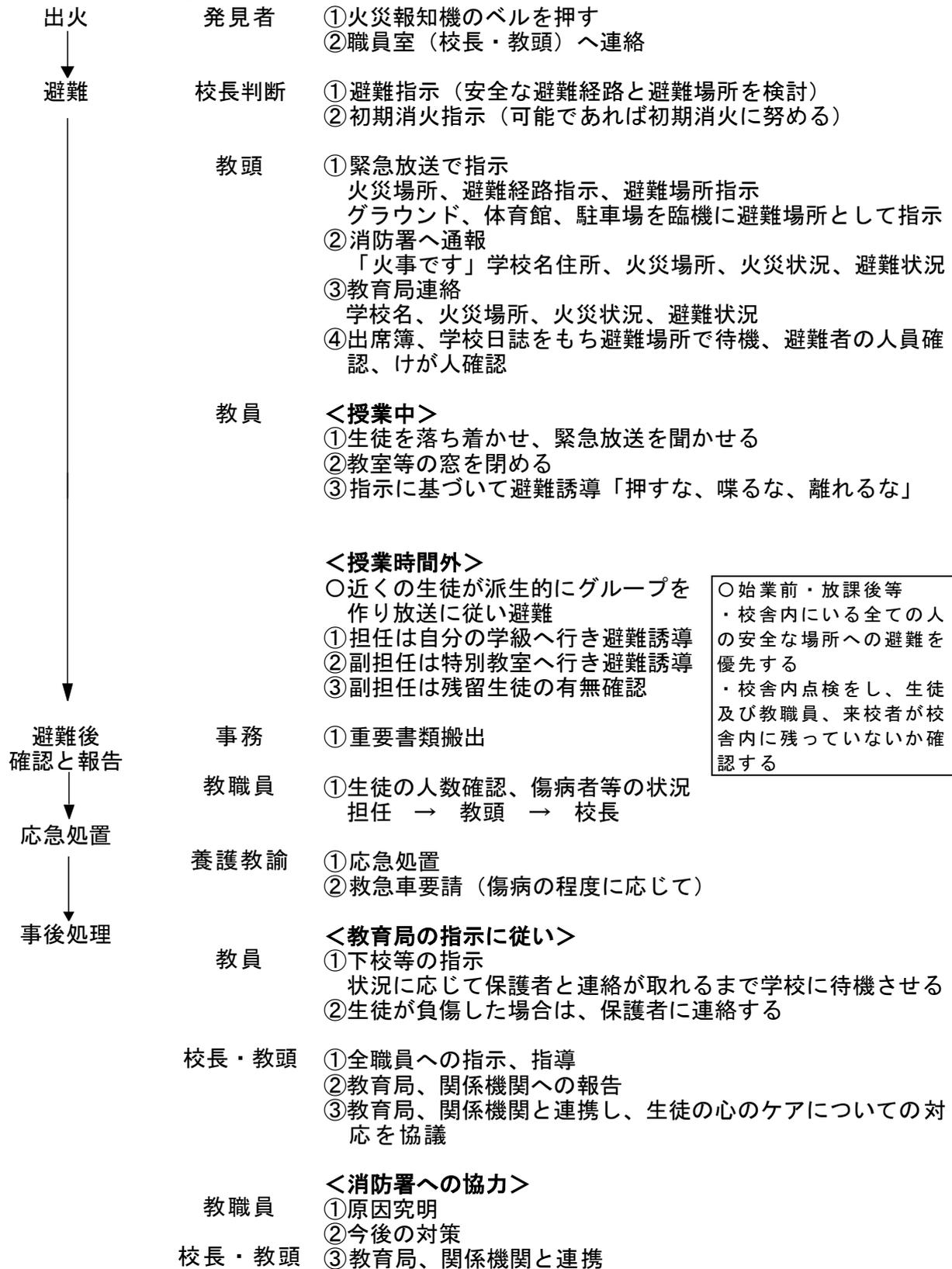
- ア 教育上のトラブルにおける保護者への対応

(4) 生徒指導に関わる対処・指導の方法

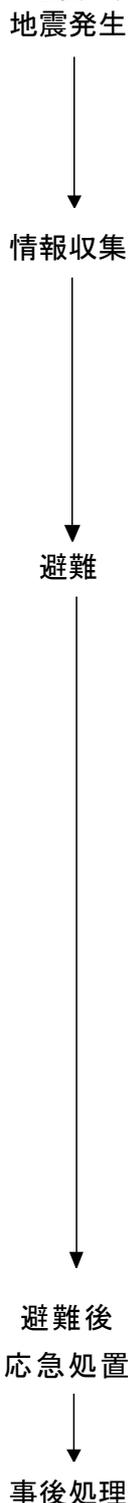
- ア いじめ問題への対応
- イ 不登校や退学傾向のある生徒への対応
- ウ 問題行動に対する基本的対処の仕方
- エ 自殺予告電話への基本的対応の仕方
- オ 凶器持ちの外部侵入者への基本的対処の仕方

[7] 災害発生時の対応

1 校内で火災が発生した場合の対応



2 地震が発生した場合の対応



教職員

<授業中>

- ①窓やロッカーから離れ、机の下に潜るよう指示する
- ②ゆれが収まるのを待つ

<授業時間以外>

- ①各自落下物、倒壊の恐れのない場所に避難
- ②ゆれが収まるのを待つ

教職員

- ①校内の被害状況の調査
- ②授業担当教諭は、生徒の負傷の有無や程度、避難時の安全確認（教室及び周辺の被害状況、転倒や落下の危険性等）
- ③生徒を落ち着かせるために、原則としてその場は離れない
- ④授業担当以外の教諭は、分担して各教室に急行し、生徒の状況等を確認するとともに、避難経路や避難場所の安全性、被害状況等について確認し、教頭に報告する

教頭

- ①テレビ、ラジオ、電話、インターネット等で地域全体の地震や津波等に関する情報を収集する

校長判断

- ①避難指示（外のほうが地割れ等で危険な場合がある）

教頭

- ①緊急放送で指示
避難経路指示、避難場所指示
グラウンド、体育館、駐車場を臨機に避難場所として指示
- ②消防署へ通報
被害内容、学校名、住所、被害場所、被害状況、避難状況
- ③教育局へ連絡
「学校名、被害状況、避難状況」
- ④出席簿、学校日誌を持ち避難場所で待機、避難者の人員確認、けが人確認

教員

<授業中>

- ①緊急放送を聞かせる
放送が使用できない場合は、ハンドマイクを用いる
- ②避難誘導
押すな、しゃべるな、離れるな

<授業時間外>

- 近くの生徒が派生的にグループを作り放送に従い避難
- ①担任は、自分の学級へ行き避難誘導
 - ②副担任は、特別教室へ行き避難誘導
 - ③副担任は、残留生徒の有無を確認

事務

- ①重要書類搬出

教職員

- ①生徒確認、状況報告 → 担任 → 教頭 → 校長

養護教諭

- ①応急処置
- ②救急車要請

教員

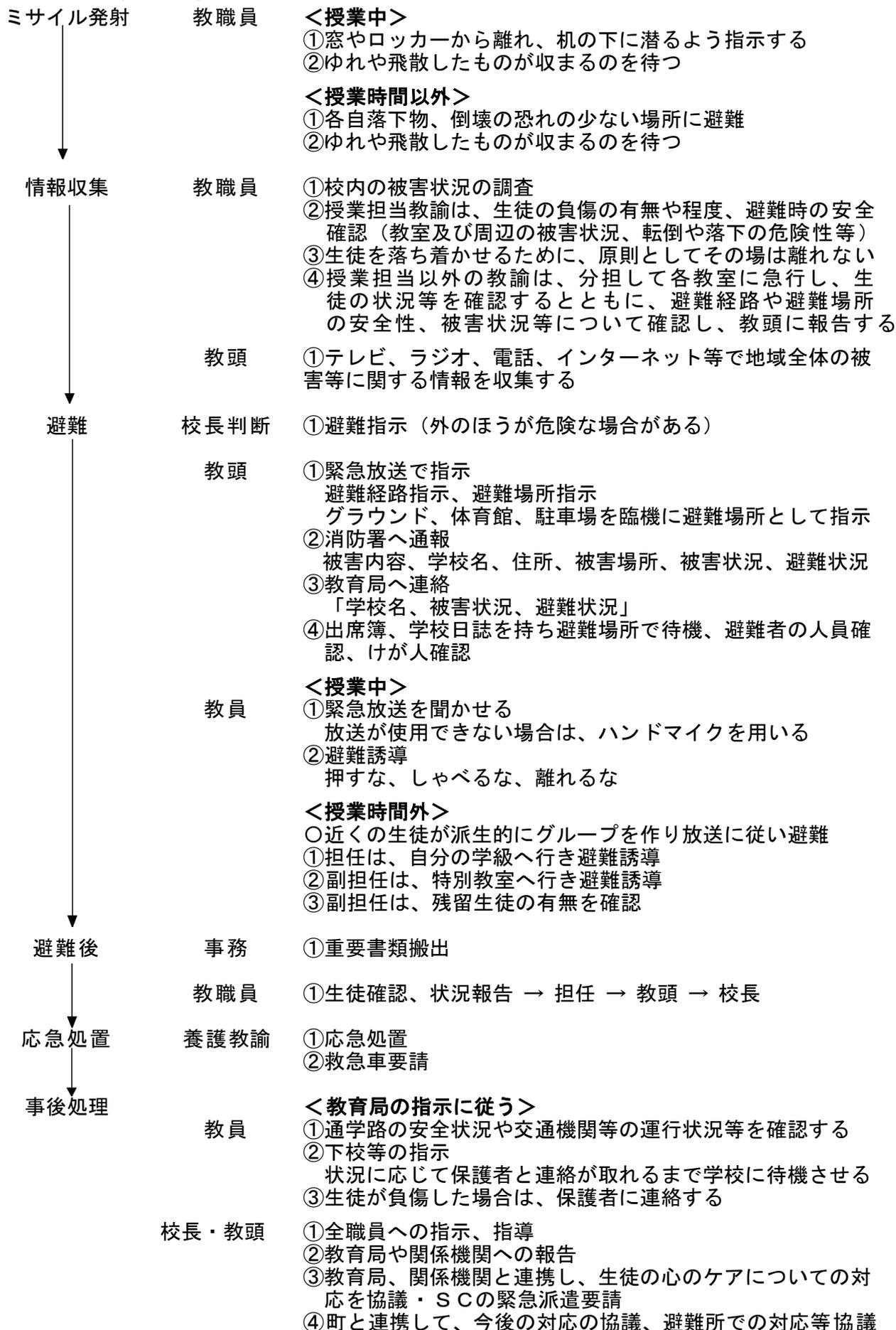
<教育局の指示に従う>

- ①通学路の安全状況や交通機関等の運行状況等を確認する
- ②下校等の指示
状況に応じて保護者と連絡が取れるまで学校に待機させる
- ③生徒が負傷した場合は、保護者に連絡する

校長・教頭

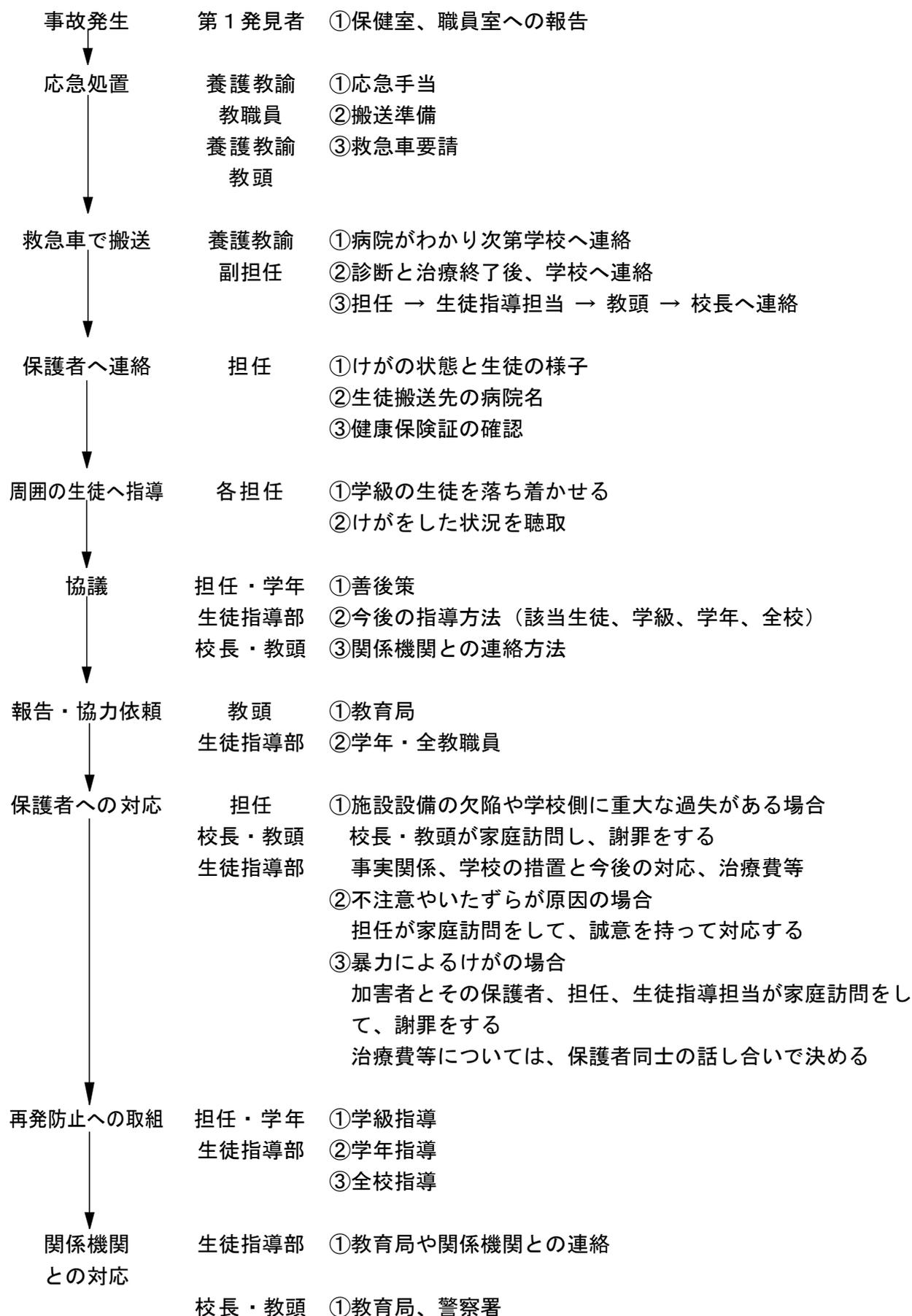
- ①全職員への指示、指導
- ②教育局や関係機関への報告
- ③教育局、関係機関と連携し、生徒の心のケアについての対応を協議・S Cの緊急派遣要請
- ④町と連携して、今後の対応の協議、避難所での対応等協議

3 ミサイル発射の対応

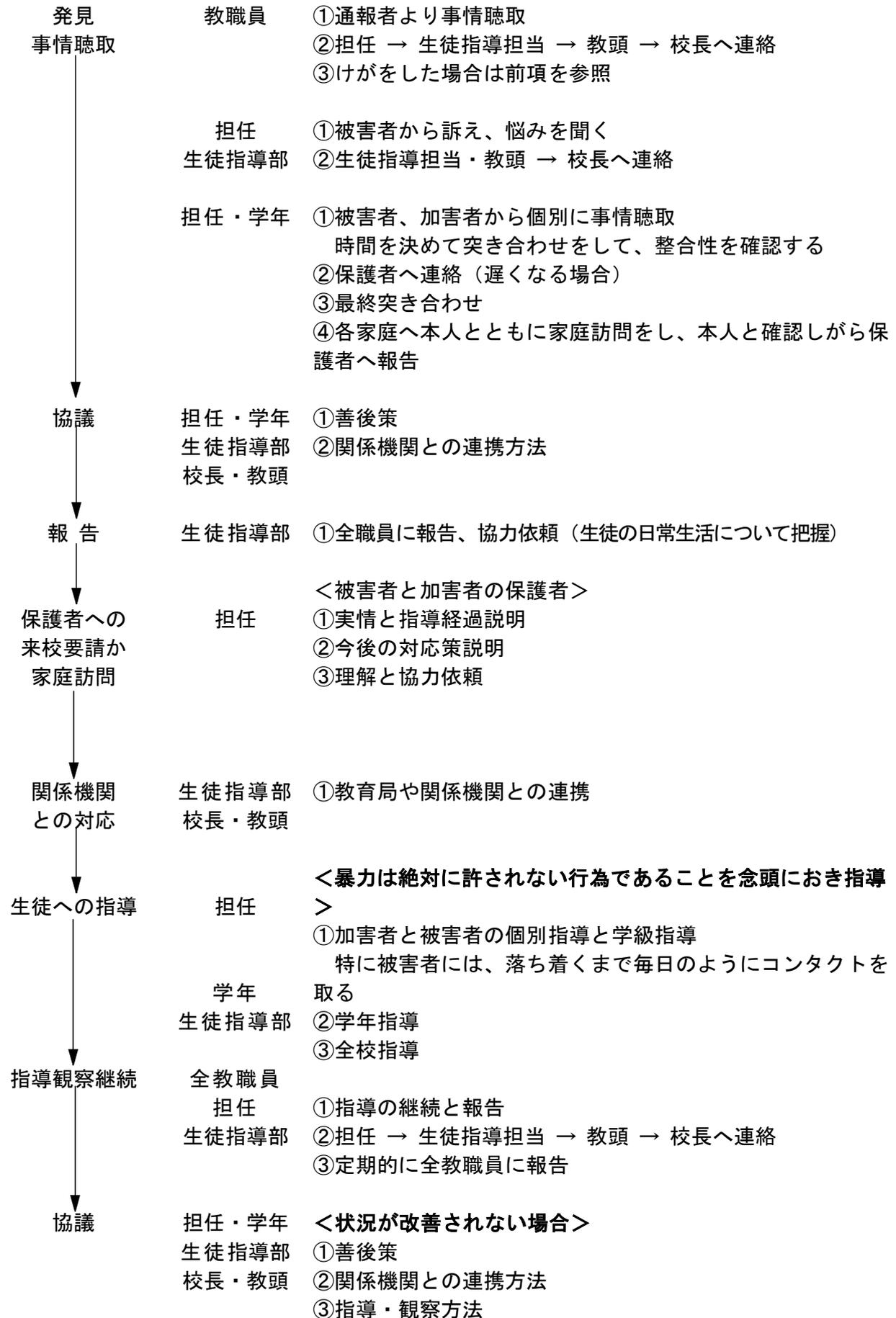


[8] 健康安全上の対応

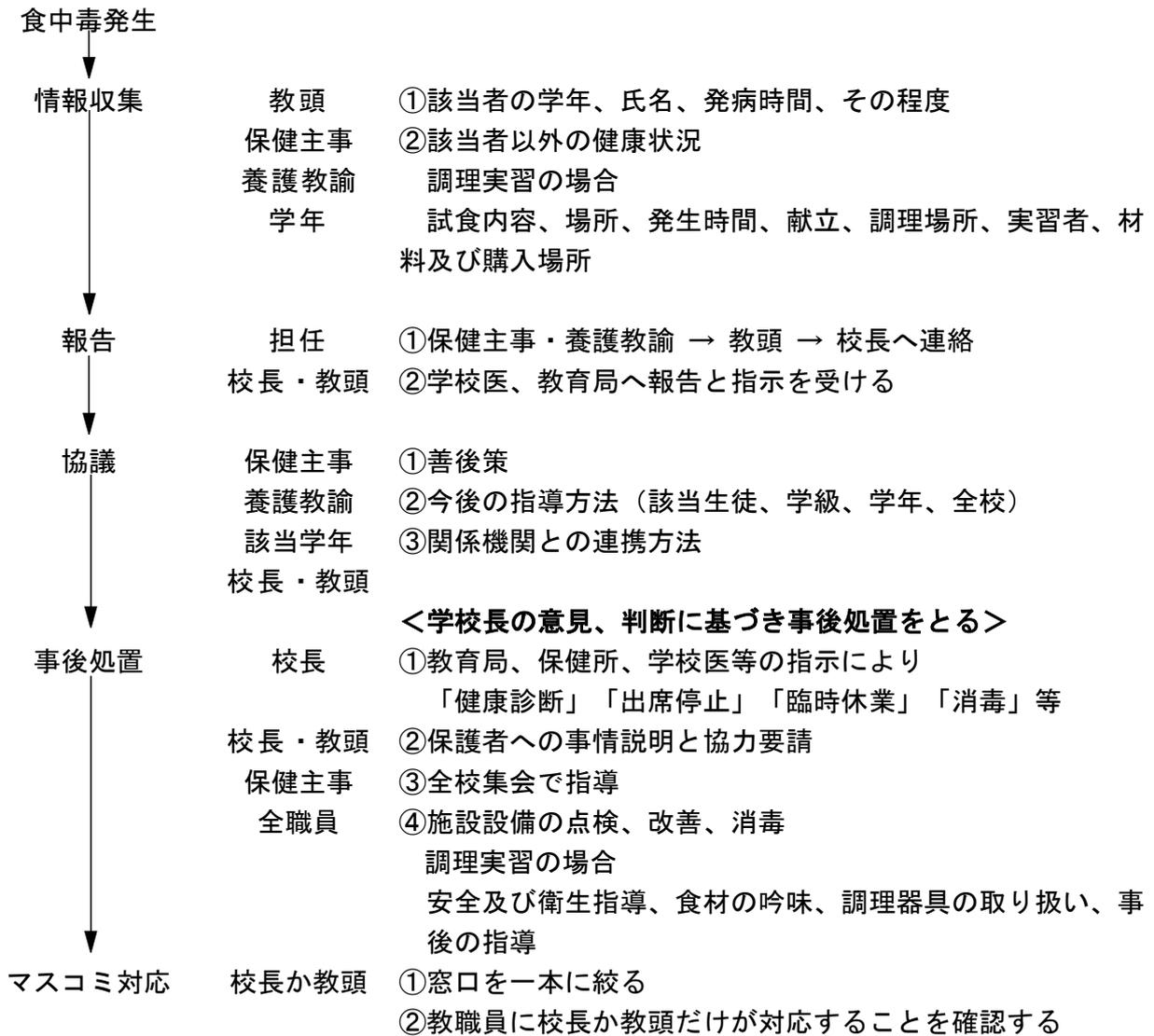
1 校内で生徒がけがをした場合の対応



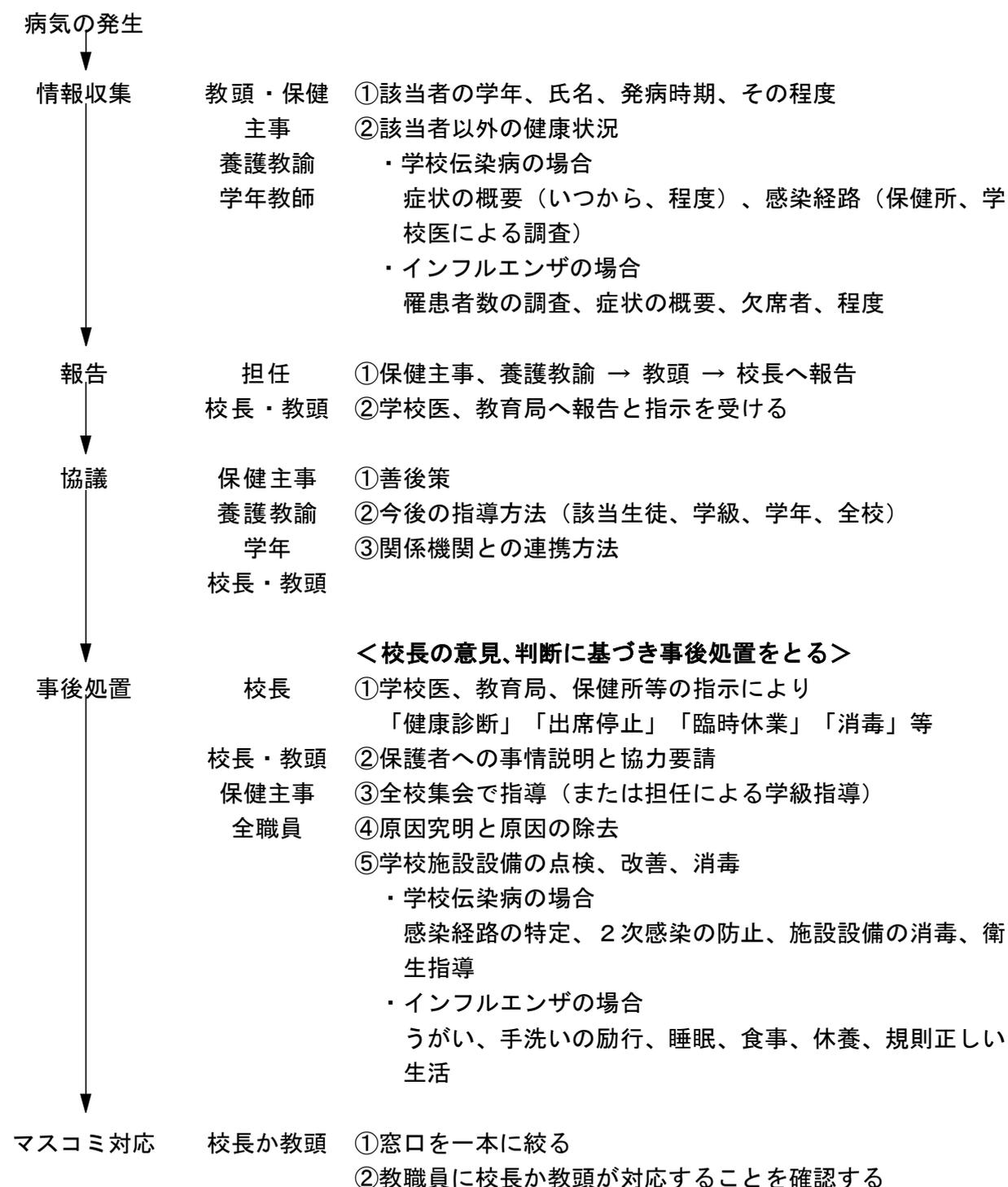
2 校内で暴力事件が発生した場合の対応



3 食中毒への対応

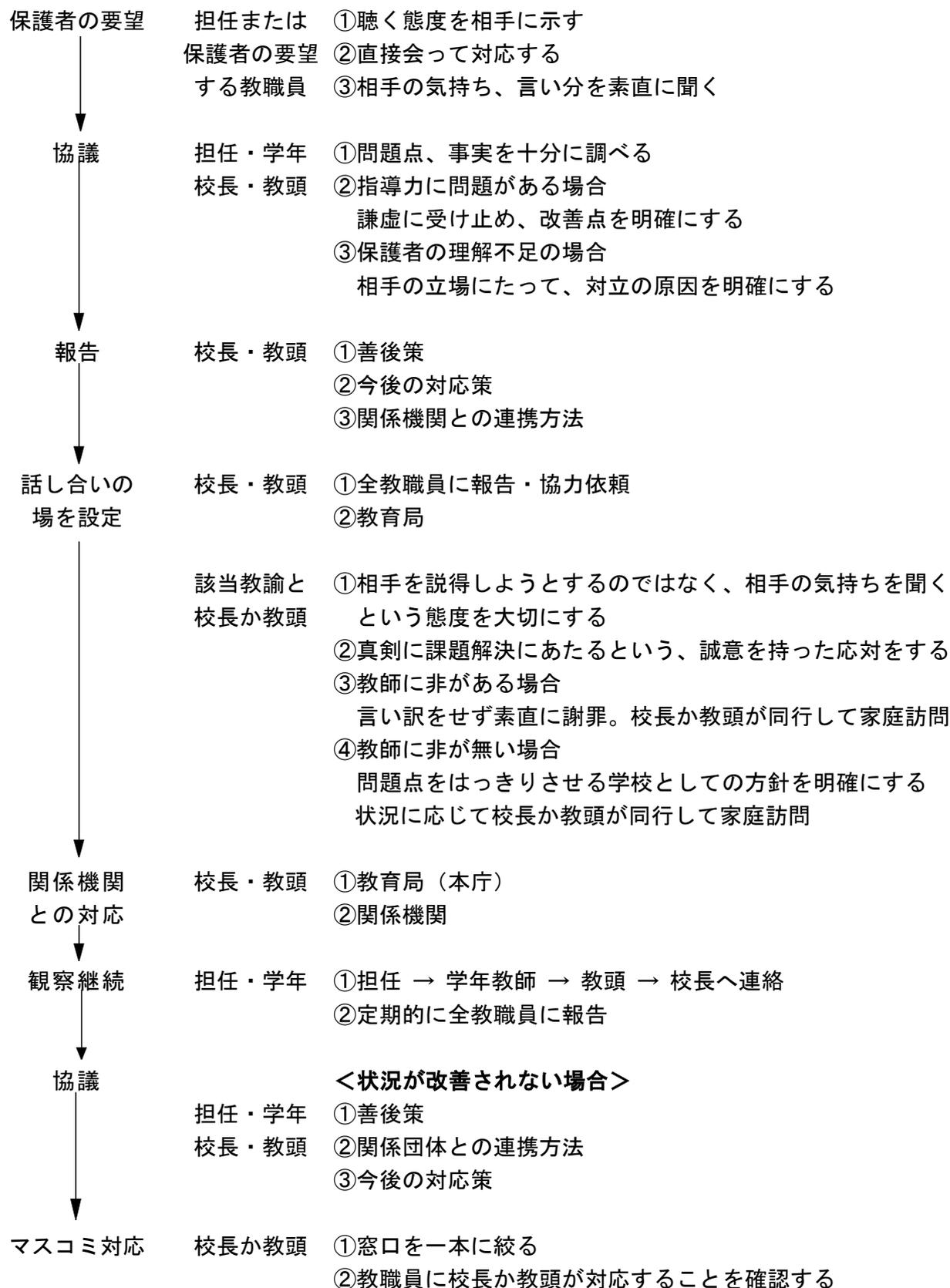


4 学校伝染病・インフルエンザ等感染症の対応

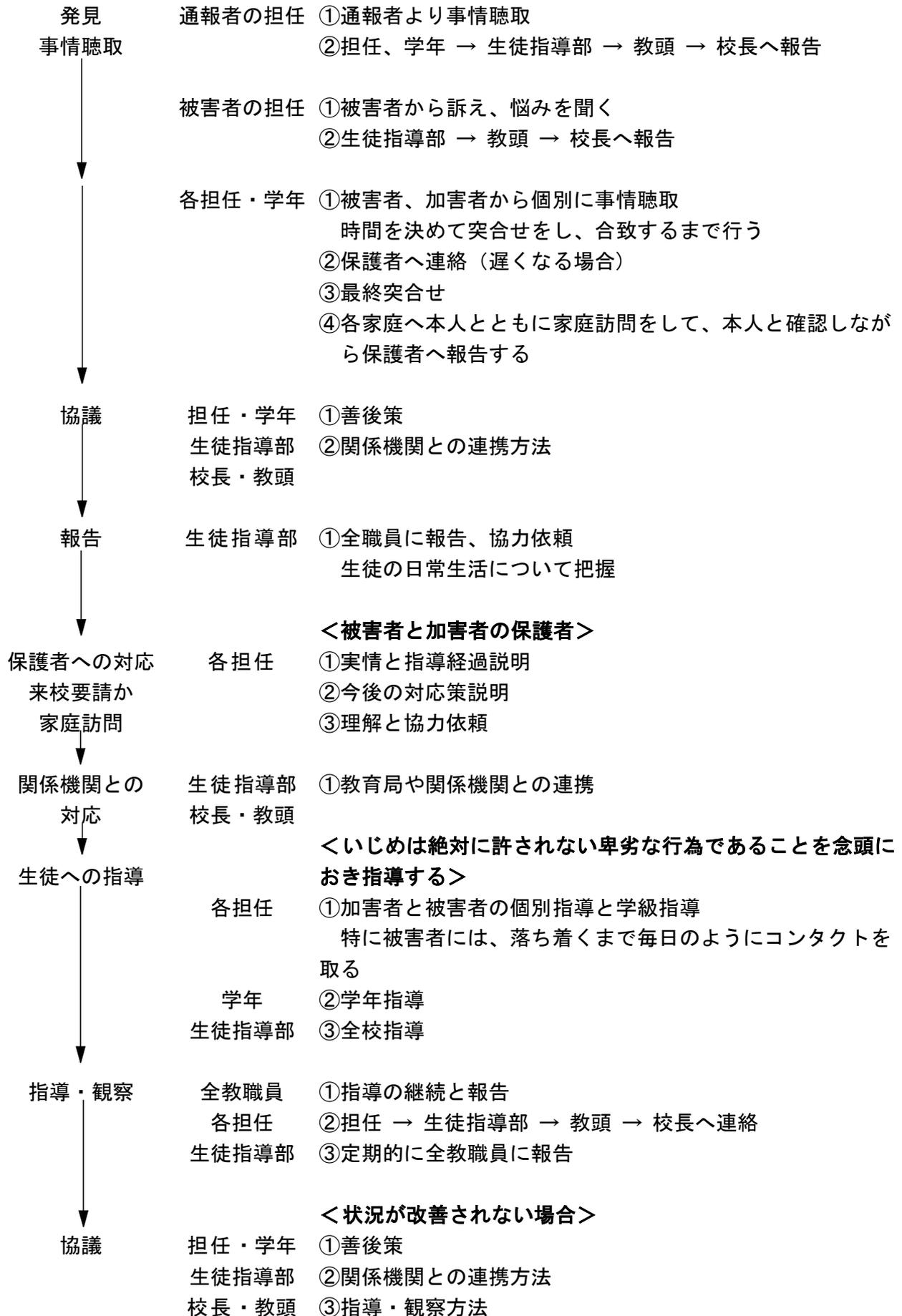


[9] 教育上のトラブルの対応

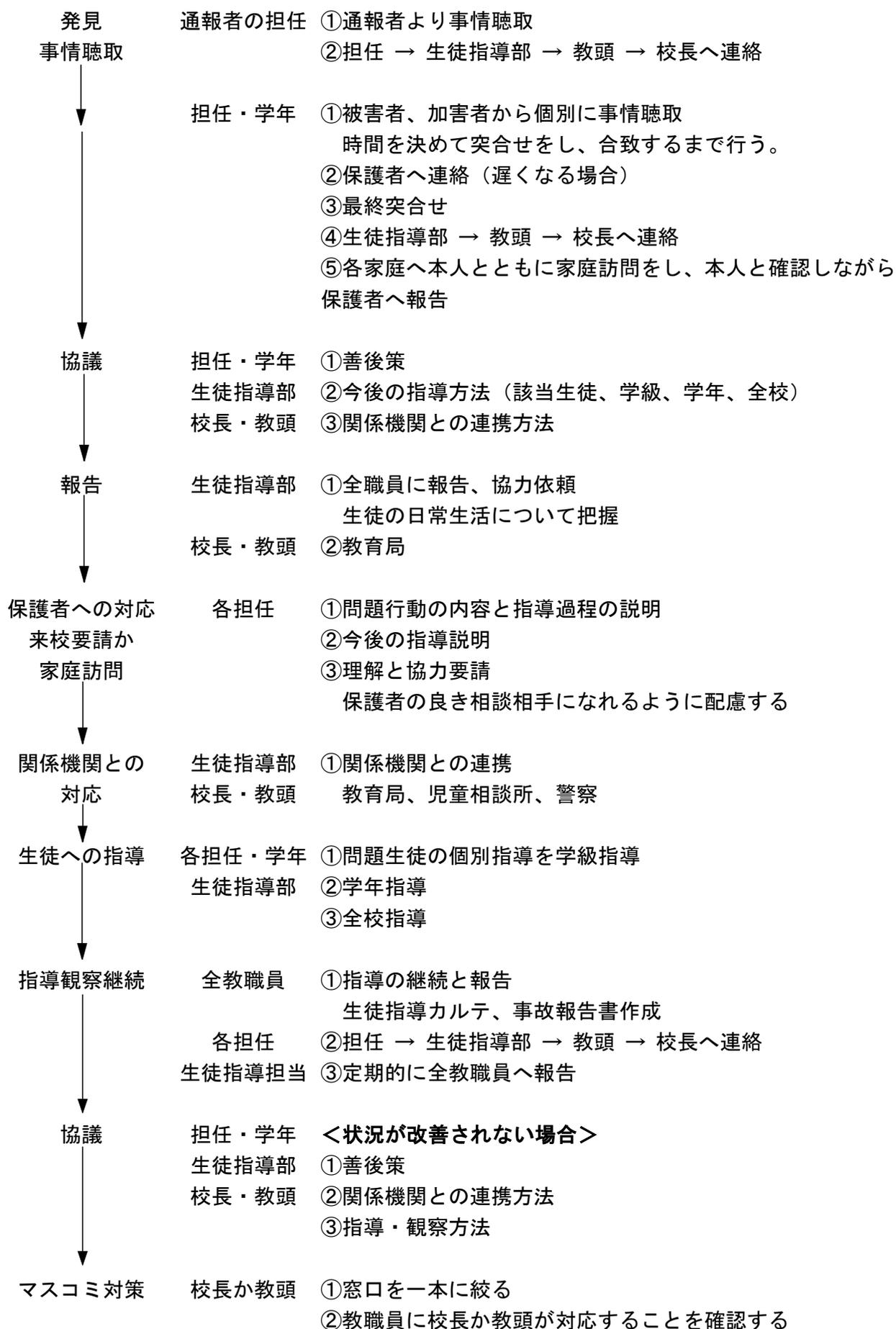
1 生徒指導における対応



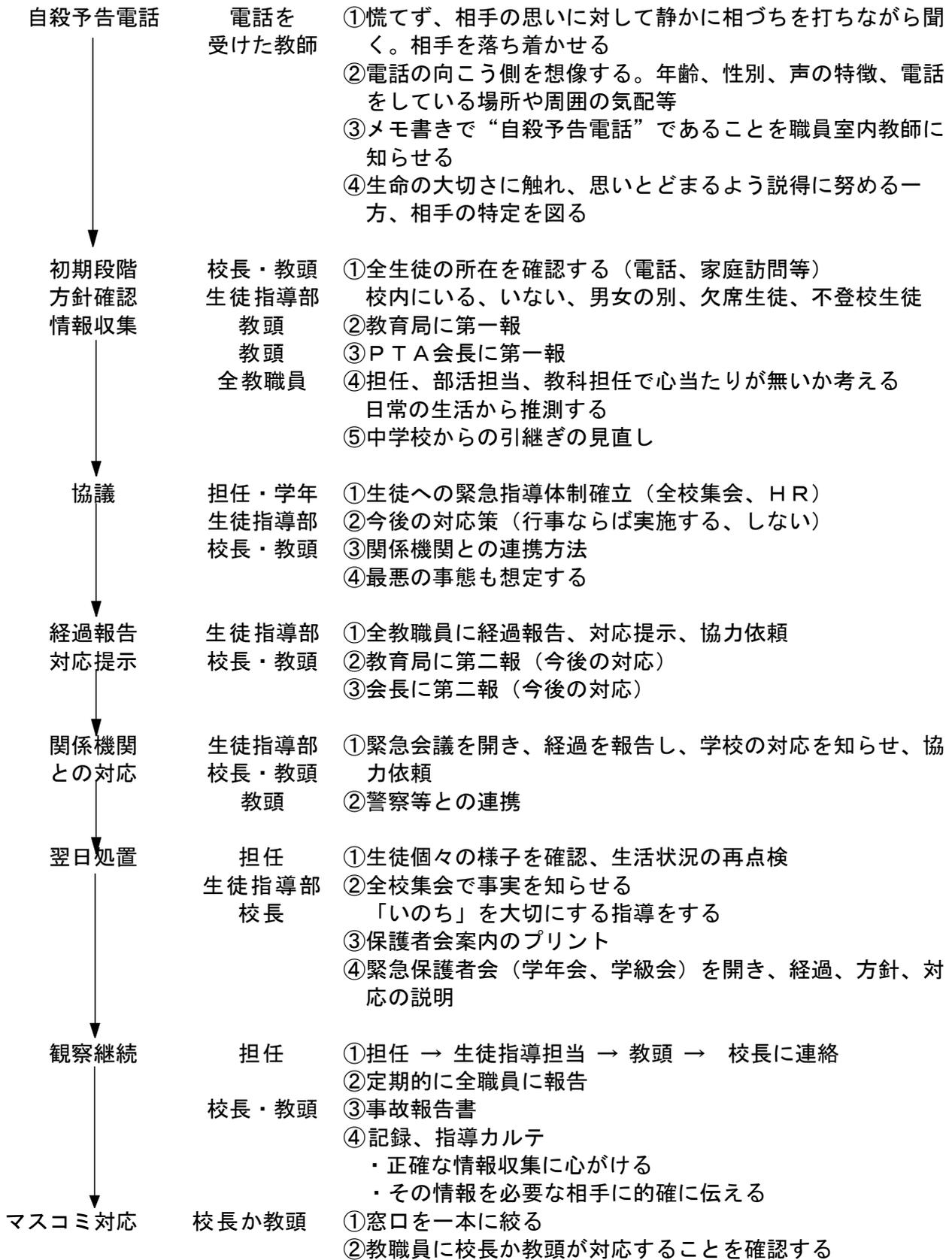
2 いじめ問題の対応



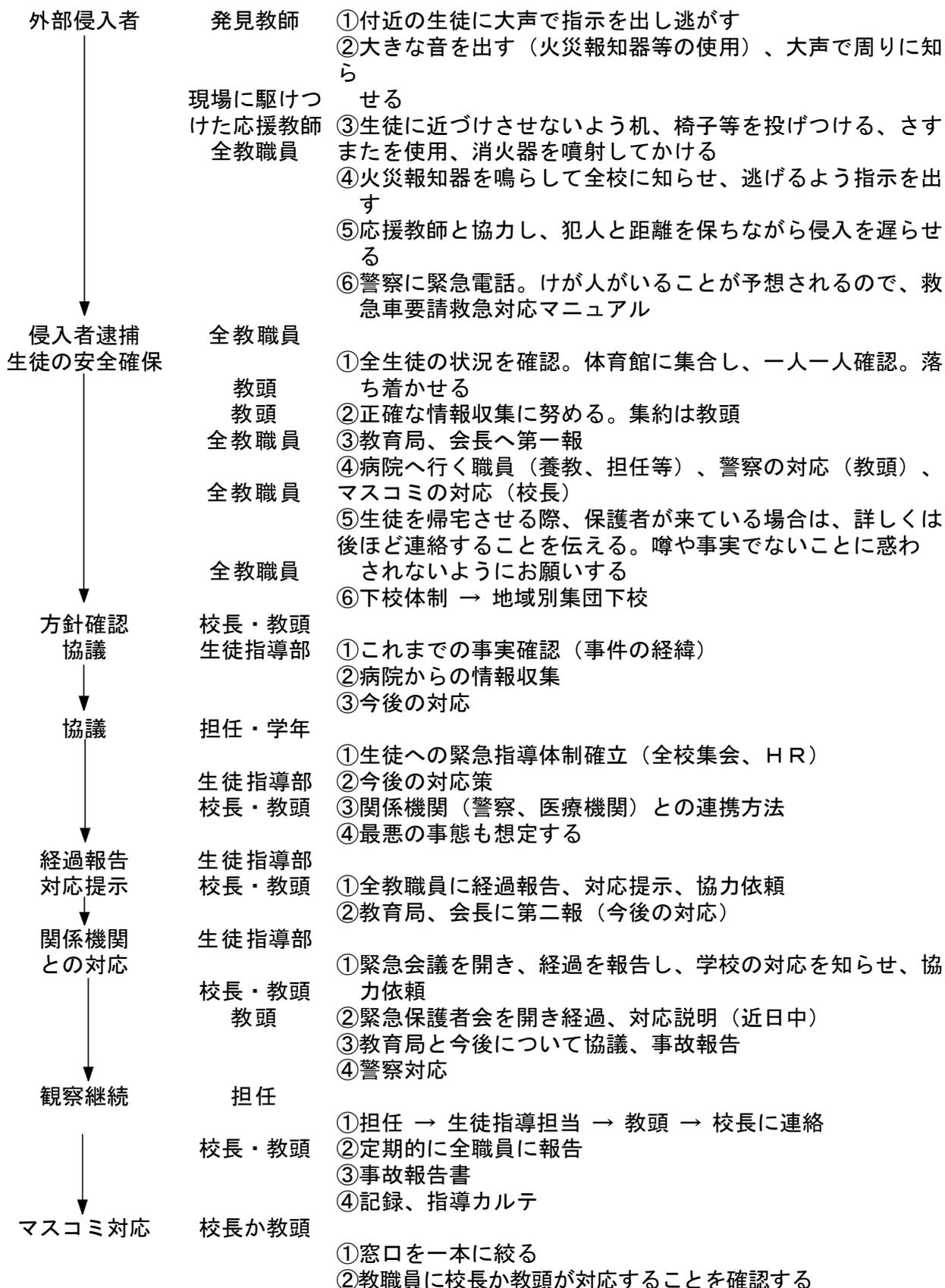
3 問題行動に対する基本的な対応



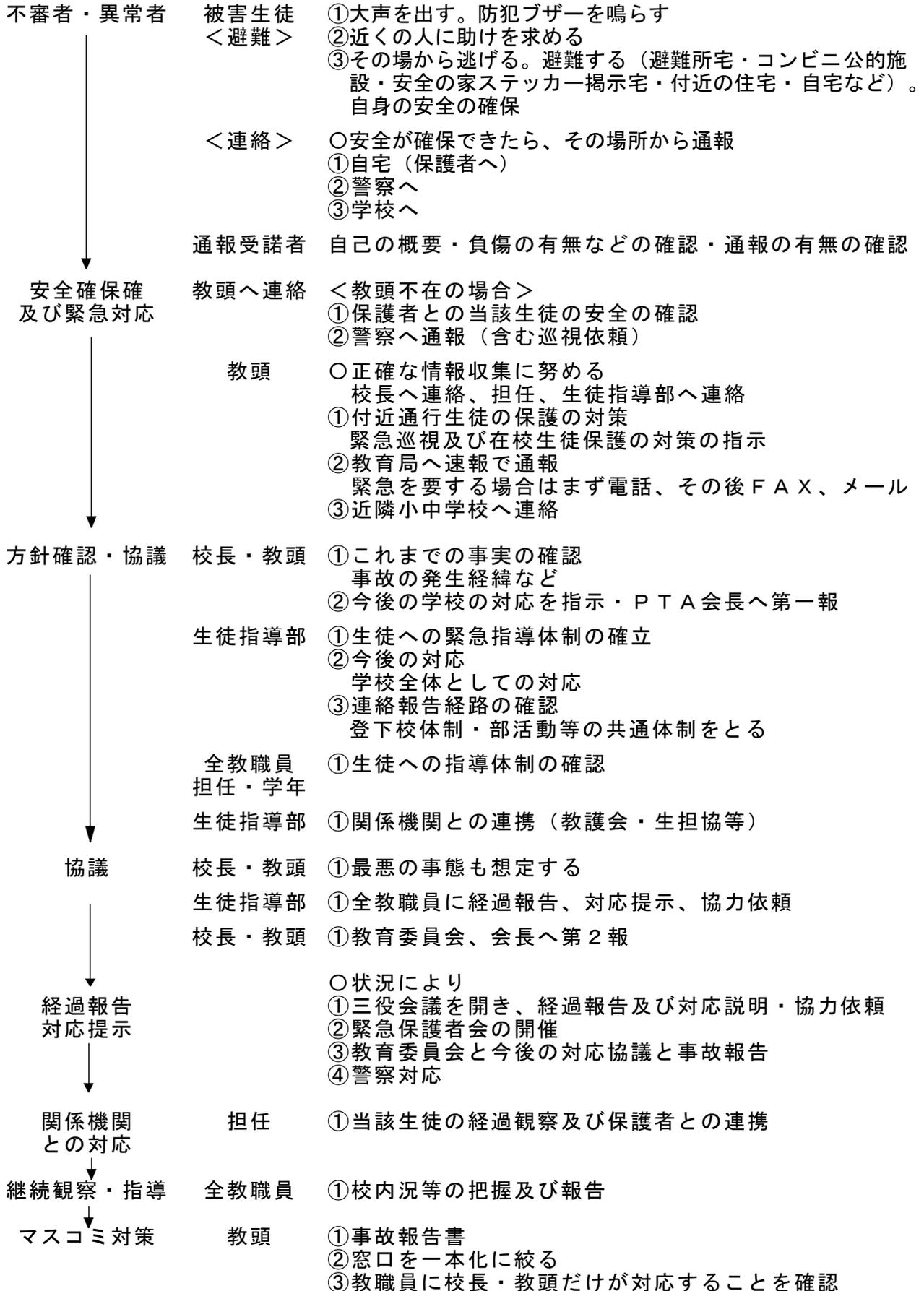
4 いじめ・行事等自殺予告電話の対応



5 凶器持ち外部侵入者（不審者・異常者）への対応

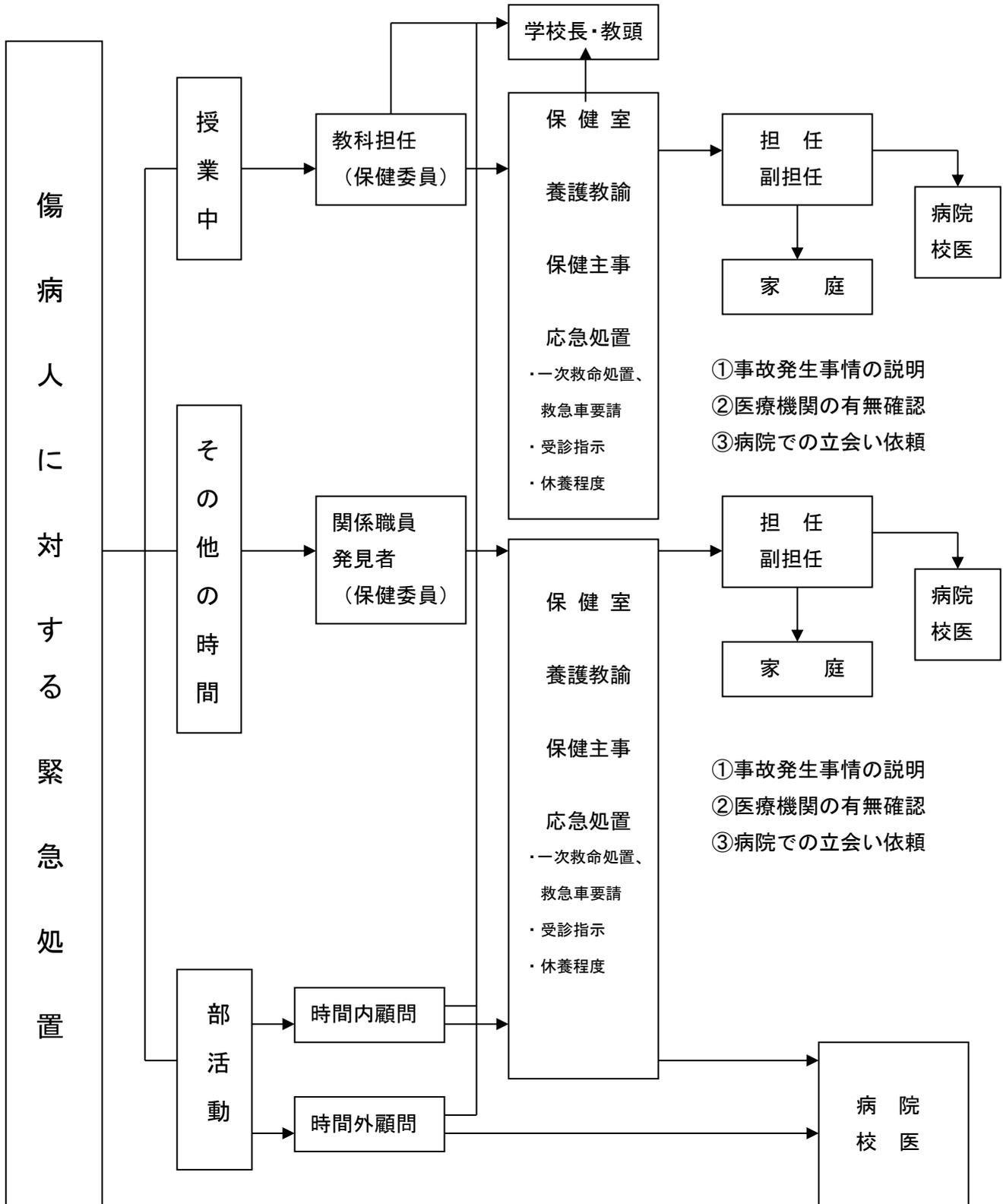


6 校外における不審者・異常者への対応



1 災害発生時の対応

事故・災害などによる緊急事態が発生した場合に備え、救急体制を次のように定める。
 事故の内容及び程度によって臨機応変な対応が考えられる。

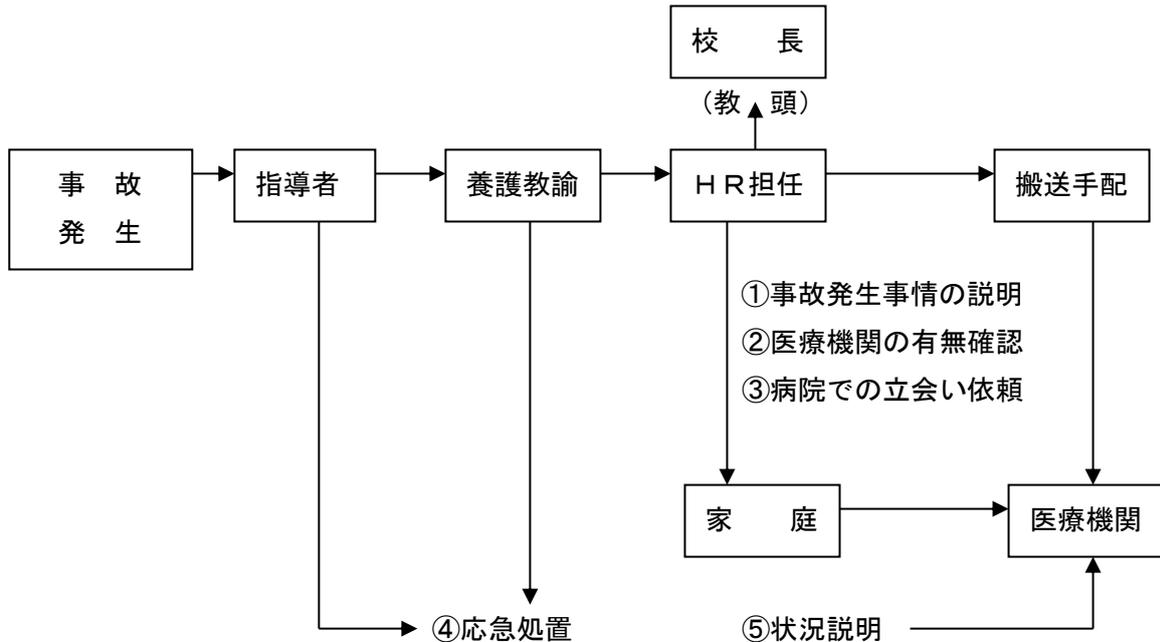


2 緊急時の救急体制

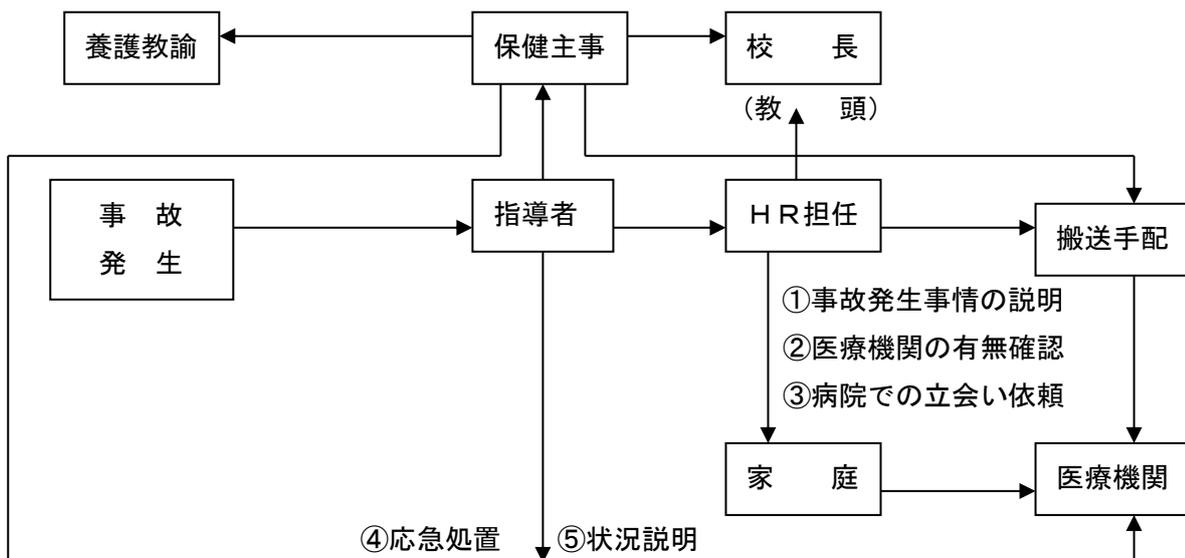
事故・災害などによる緊急事態が発生した場合に備え、救急体制を次のように定める。
事故の内容及び程度によって臨機応変な対応が考えられる。

救急体制組織図

第1 緊急体制 (養護教諭在校時)

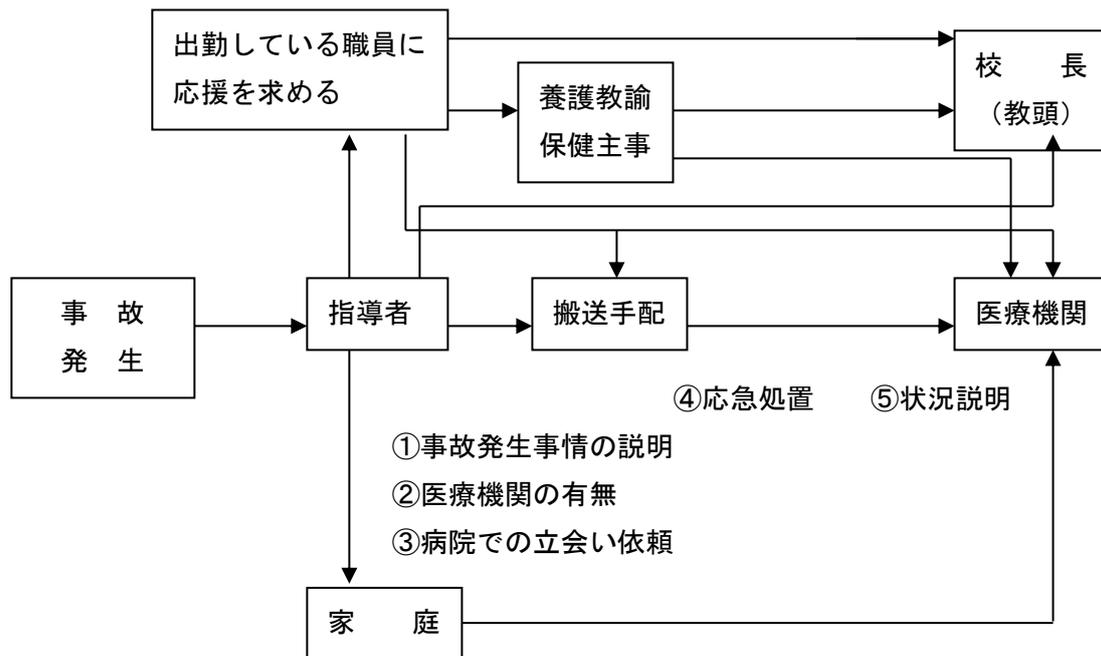


第2 緊急体制 (養護教諭不在校時)

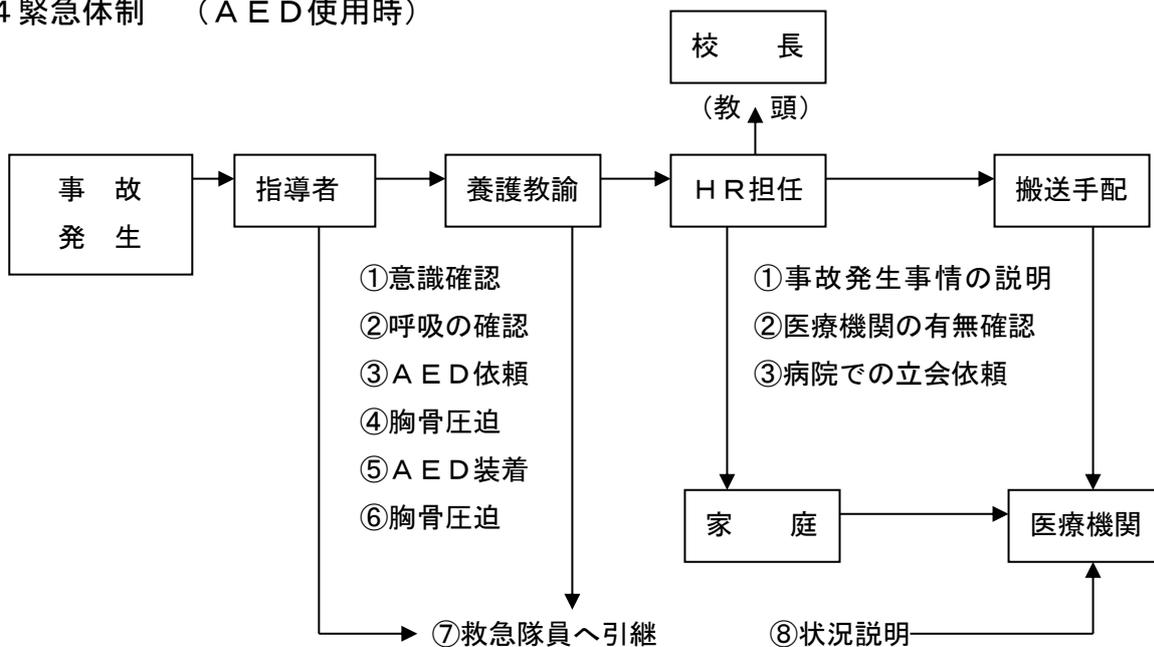


(搬送の同乗者はHR担任・副担任・保健主事とする)

第3 緊急体制 (休日・部活動時)



第4 緊急体制 (AED使用時)



- (1) 生徒の事故による負傷又は疾病が発生した場合は直ちに指導者に連絡する
- (2) 指導者は養護教諭に報告と同時に保健室に運ぶ。ただし現場で安静にする場合もある
- (3) 学校管理下での傷病の応急措置は養護教諭が行う。ただし養護教諭不在の場合は保健主事で処理する
- (4) 養護教諭はHR担任にけがの程度を連絡するとともに、その場の職員などに応援を求める
- (5) 担任は直ちに家庭連絡をして確認をとり、養護教諭に連絡する
- (6) 養護教諭は事故発生の報告を受けて医療機関に連絡をとる
- (7) HR担任や保健主事は搬送の手配をする
(救急車の手配については養護教諭が判断して、学校長の了解を得て行う)
- (8) 患者の搬送については、養護教諭・指導者・HR担任が付き添うことを原則として医師に状況説明や応急処置などについて説明する
- (9) 保護者に立会いをお願いし、病院において保護者に引き渡す
- (10) 養護教諭は帰校後、HR担任と教頭に診断結果と今後の見通しを報告し日本スポーツ振興センターの手続きをする

4 アレルギー対応危機管理マニュアル

1 アレルギー対応委員会の設置と学校全体の組織的な取組

校長を責任者とし、下表の関係者で組織するアレルギー対応委員会を校内に設置する。同委員会では、校内の生徒のアレルギー疾患に関する情報を把握し、日常の取組と事故予防、緊急時の対応について協議し情報を共有する。取組プランや緊急時のマニュアルを作成する際には、医師が作成した管理指導表に基づき話し合いを進める。

委員長	校長	対応の総括責任者
委員	教頭	校長補佐、指示伝達、外部対応、校内の連絡・調整 ※校長不在時には代行
	教務主任・主幹教諭	教頭補佐、校内の連絡・調整、指示伝達、外部対応
	養護教諭	実態把握、主治医や学校医と連携、事故防止
	保健主事	教務主任・主幹教諭・養護教諭・栄養教諭等の補佐 校内の連絡・調整
	関係学級担任・学年主任	安全な給食運営、保護者連携、事故防止

2 食物アレルギー対応に関する教職員の役割分担

日々の取組に関する教職員の役割分担は以下のとおりとする。

校長等	<ul style="list-style-type: none"> * 校内の食物アレルギー対応のすべての最高責任者であり、市町村教育委員会等の方針の主旨を理解し、教職員に指導する。 * 食物アレルギー対応委員会を設置する。 * 個別面談を実施（マニュアルに定められた者と一緒に行う）する。 * 関係教職員と協議し、対応を決定する。
全教職員	<ul style="list-style-type: none"> * 食物アレルギーを有する生徒の実態や個別の取組プランを情報共有する。 * 緊急時の対応等について共通理解を図る。 * 学級担任が不在のときサポートに入る教職員は、学級担任同様に食物アレルギーを有する生徒のアレルギーの内容等を把握し、同等の対応ができるようにする。
学級担任	<ul style="list-style-type: none"> * 食物アレルギーを有する生徒の実態や個別の取組プラン、緊急時の対応等について把握する。 * 個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。 * 給食時間は、決められた確認作業（指さし声出し）を確実にを行い、誤食を予防する。また、楽しい給食時間を過ごせるように配慮する。 * 食物アレルギーを有する生徒の給食の喫食や食べ残し状況等を記録し、実態把握に努める。 * 給食時間に教室を離れる場合には、事前に他の教職員に十分な引継ぎを行う。 * 他の生徒に対して、食物アレルギーを正しく理解させる。
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> * 食物アレルギーを有する生徒の実態把握や個別の取組プラン、緊急時の対応等（応急処置の方法や連絡先の確認等）を立案する。 * 個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。 * 食物アレルギーを有する生徒の実態を把握し、全教職員で連携を図る。 * 主治医・学校医・医療機関との連携を図り、緊急時の対応等（応急処置の方法や連絡先の確認等）を事前に確認する。

3 食物アレルギー対応実践までの流れ

学校入学を契機として、食物アレルギー対応を下図のとおり進める。基本的には就学時健診や入学説明会などの機会が出発点となるが、在学中に新たに発症する場合や配慮・管理が必要になる場合もあるので、状況に応じて適切に対応する。

実施項目	内容	実施時期
1. アレルギー疾患を有し、配慮・管理の必要な生徒の把握	(A) 就学時の健康診断及び入学説明会の機会に、アレルギー疾患に対する配慮・管理を要すると思われる場合は申し出るように促す。 (B) アレルギー疾患の生徒に対する取組について相談を受け付ける旨の保護者通知を配布する。	11月～3月・4月
2. 対象となる生徒の保護者への管理指導表の配布	○(A)により申し出があった場合には、教育委員会等から保護者に管理指導表を配布し、入学予定校への提出を要請する。保護者からのヒアリングにおいて医師が学校での取組を必要としない場合や家庭での管理を行っていない場合は提出の対象外となる。 ○(B)により相談の申し出があり、学校での配慮・管理を実施する必要があると判断された場合は、学校が保護者に管理指導表を配布し、学校への提出を要請する。	11月～3月・4月
↓ ↓ ↓ ↓	① 主治医による管理指導表の記載 ② 保護者が入学予定校（在籍校）に管理指導表を提出 ③ 必要に応じて学校からさらに詳細な資料の提出を依頼 ④ ③の依頼を受けた保護者からの資料の提出	
3. 管理指導表に基づく校内での取組の検討・具体的準備	○校長、教頭、学級担任（学年主任）、養護教諭、栄養教諭/学校栄養職員等が管理指導表に基づき、学校としての取組を検討し「取組プラン（案）」を作成する。 ○養護教諭、栄養教諭/学校栄養職員等が中心となり、取組の実践に向けた準備を行う。 ① 個々の生徒の病型・症状等に応じた緊急体制の確認（医療機関・保護者との連携） ② アレルギー取組対象生徒の一覧表の作成（以後、個々の「取組プラン」とともに保管）など	1月～3・4月
4. 保護者との面談	○「取組プラン（案）」について、保護者と協議し「取組プラン」を決定する。	2月～3・4月
5. 校内「アレルギー疾患に対する取組報告会」における教職員の共通理解	教職員全員が個々の生徒の「取組プラン」の内容を理解する。	2月～3・4月
↓ ↓	「取組プラン」に基づく取組の実施（この間、取組の実践とともに、必要に応じ保護者との意見交換の場を設ける。）	
6. 校内「アレルギー疾患に対する取組報告会」における中間報告	サポート委員会等で「取組プラン」に基づくこれまでの取組を振り返り、改善すべき点等を検討する。この際、必要に応じ、保護者と連絡を取りながら「取組プラン」を修正する。	8月～12月
↓	取組の継続実施	
7. 来年度に活用する管理指導表の配布等	配慮・管理を継続する生徒の保護者に対し、次年度に活用する管理指導表を配布する。	12月～3月

4 給食における対応

本校の学校給食は希望制となっており、各自で生徒が献立等を確認しながら対応をする。

5 給食以外で配慮が必要な活動における対応

全教職員は、飲食だけでなく、ごく少量の原因物質を吸い込んだり触れたりすることでもアレルギー症状を起こす生徒がいることを念頭に「取組プラン」に基づく対応を実施する。

特に配慮が必要な活動については以下のとおり。

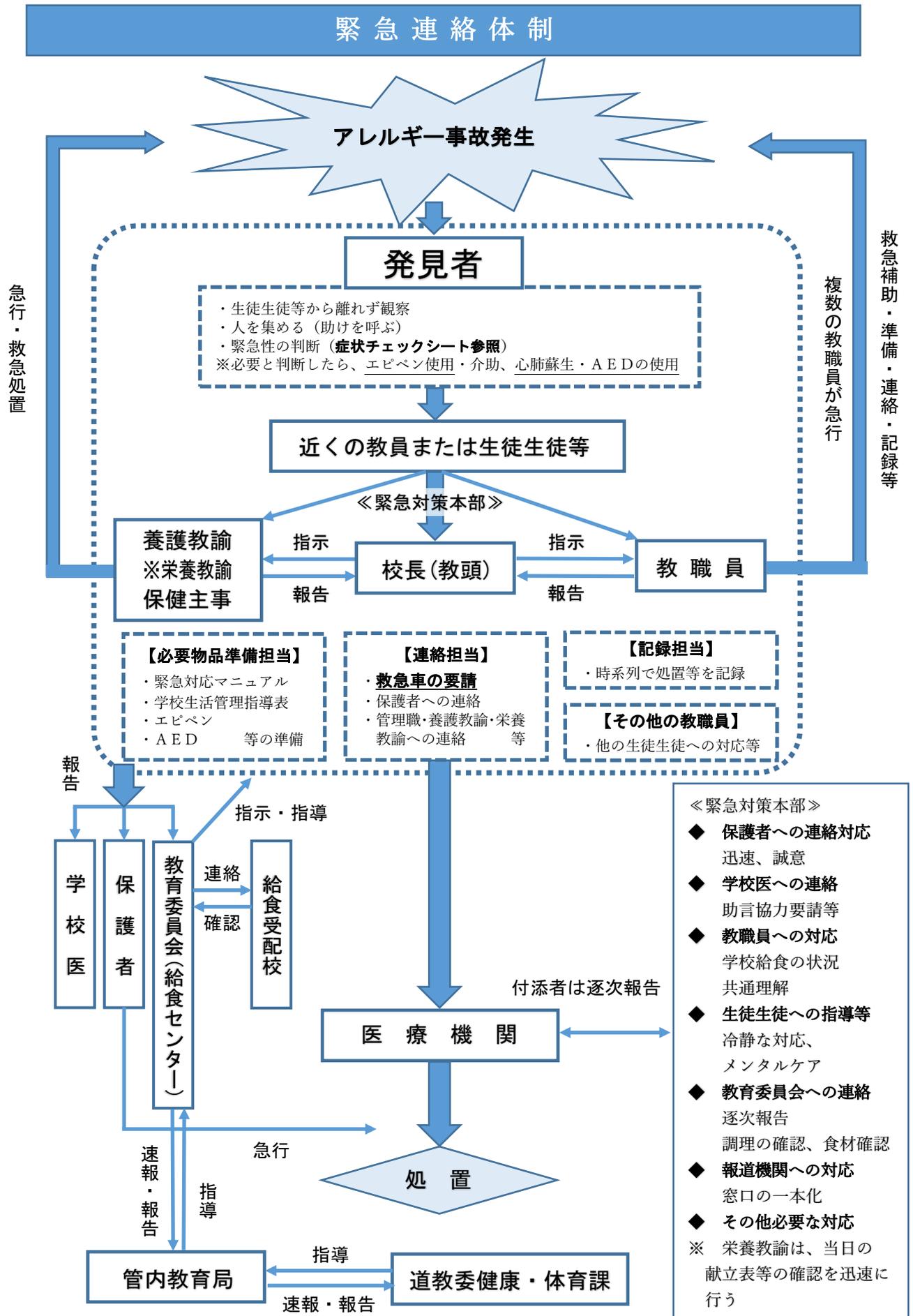
調理実習	* 家庭科の授業で鶏卵、牛乳、小麦などを使った調理実習が行われる際にそれらの食物アレルギーを有する生徒に対する配慮が必要になる。
卵の殻を使った授業	* 卵の殻自体には鶏卵タンパクは含まれておらず、触っても問題ないが、割った直後には生の鶏卵タンパクが付着しており、卵白が付着した殻への接触により顔面の腫脹など症状を起こす可能性がある。
牛乳パックの洗浄	* リサイクル体験などで生徒が給食後に牛乳パックを解体、洗浄、回収する場合があるが、この作業により牛乳が周囲に飛び散る。微量の牛乳が皮膚に接触するだけで全身症状を来す最重症の生徒にとっては周囲で行われるだけでも大変危険なので、十分な配慮が必要である。
ソバ打ち・うどん打ち体験授業	* ソバ打ちは、ソバ粉と小麦粉をふるいにかけて練るところから始まる。ふるいにかけるときにソバ粉が宙を舞って吸い込んだり、練るときに皮膚に触れたりするためソバアレルギーの生徒にとっては注意が必要である。 * うどん打ち体験も小麦アレルギー児にとって問題になることがある。
小麦粘土を使った図工授業	* 小麦粘土で遊んだり造形をしたりするとき、粘土に含まれる小麦が皮膚に接触することによりアレルギー症状を来す生徒がいる。 * 小麦アレルギーの生徒が在籍する場合には、粘土の原料にも留意すること。

6. 当事者以外の生徒に対する説明

アレルギー疾患の生徒への取組を進めるに当たっては、他の生徒からの理解を得ながら進めていくことが重要である。その際、他の生徒に対してどのような説明をするかは、他の生徒の発達段階などを総合的に判断し、当事者である生徒及び保護者の意向も踏まえて決定する。

また、学校教育全体を通じて、食物アレルギーを有する者への配慮等を含むアレルギーについての基本的な理解を促す指導を行う。

☆ 食物アレルギー事故発生時の対応フロー図



※第一報は、口頭で報告する。(報告項目：病状、事故の概要、エピペンの有無、対応状況)

5 熱中症危機管理マニュアル

1 熱中症とは

熱中症とは

- ・体温を平熱に保つために汗をかき、体内の水分や塩分（ナトリウムなど）の減少や血液の流れが滞るなどして、体温が上昇して重要な臓器が高温にさらされたりすることにより発症する障害の総称です。
- ・死に至る可能性のある病態です。
- ・予防法を知って、それを実践することで、防ぐことができます。
- ・応急処置を知っていれば、重症化を回避し後遺症を軽減できます。

（出典：「熱中症環境保健マニュアル 2022」（環境省））

○ 重病度分類と必要な処置



重症度Ⅰ度（軽症）

意識がはっきりしている
手足がしびれる
めまい、立ちくらみがある
筋肉のこむら返りがある（痛い）



経過観察

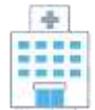
※当日のスポーツには参加しない。

- ・涼しい場所へ避難する。
 - ・体を冷やし、水分・塩分を補給する。
- ※誰かがついて見守り、よくならなければ病院へ。

重症度Ⅱ度（中等症）

吐き気がする・吐く
頭がががんとする（頭痛）
からだのだるい（倦怠感）
意識がなんとなくおかしい

医療機関の受診



- ・速やかに医療機関を受診する。
 - ・体を冷やし、水分・塩分を補給する。
- ※周囲の人が判断し、少しでもおかしいときはすぐに病院へ。



重症度Ⅲ度（重症）

意識がない
呼びかけに対し返事がおかしい
からだがひきつる（けいれん）
まっすぐ歩けない・走れない
からだが熱い



救急車要請

- ・救急車を呼び、到着までの間、積極的に冷却する。



（参考：「熱中症環境保健マニュアル 2022」（環境省））

2 予防措置

(1) 暑さ指数 (WBGT) を用いた活動判断

暑さ指数 (WBGT) とは

熱収支に与える影響の大きい気温、湿度、日射・輻射など周辺の熱環境、風 (気流) の要素を取り入れた指標で、単位は、気温と同じ℃を用います。

「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」(環境省・文部科学省)

校長は、児童生徒の熱中症を予防するため、必要に応じて担当教職員に指示し、**定期的に暑さ指数 (WBGT) 計を用いて計測 (活動場所で測定) することで環境条件の評価を行う**とともに、下表に基づいて日常生活や運動の実施可否等に関する判断を下します。

暑さ指数 (WBGT)	湿球温度 (注1)	乾球温度 (注1)	注意すべき生活活動の目安(注2)	日常生活における注意事項(注2)	熱中症予防運動指針(注1)	本校の対応
31℃以上	27℃以上	35℃以上	全ての生活活動で起こる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が高い。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。	 Point! 暑熱環境や児童生徒の実態が異なることから、様々な指針を基に、 学校として基準を定める必要があります。
28～31℃ (注3)	24～27℃	31～35℃		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	厳重警戒 (激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩を取り水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人(注4)は運動を軽減または中止。	
25～28℃	21～24℃	28～31℃	中等度以上の生活活動で起こる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休憩を取り入れる。	警戒 (積極的に休憩) 熱中症の危険性が増すので、積極的に休憩を取り適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩を取る。	
21～25℃	18～21℃	24～28℃	強い生活活動で起こる危険性	一般には危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意 (積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。	
21℃以下	18℃以下	24℃以下			ほぼ安全 (適宜水分補給) 通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。	

暑さ指数 (WBGT) は、判断基準の一つです。低い値であっても、運動強度や個人の体調等により、熱中症で救急搬送された事例があります。

(注1) 公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」より、
同指針補足 ※乾球温度 (気温) を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高ければ、1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。
※熱中症の発症リスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。運動指針は平均的な目安であり、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する。
(注2) 日本気象学会「日本気象学会「日本気象学会「熱中症予防指針 Ver.3」(2013)より。
(注3) 28～31℃は、28℃以上31℃未満を示す。以下同様。
(注4) 暑さに弱い人：体力の弱い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。
下記ウェブサイトの情報を基に作成
(1) 環境省熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt.php>
(2) 公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」
<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid922.html>

(参考:「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」(文部科学省))

なお、暑さ指数 (WBGT) の予測値については、「熱中症予防情報サイト」(環境省)を活用して、実況値・予測値を確認するものとします。

環境省『熱中症予防情報サイト』<https://www.wbgt.env.go.jp/>



また、その情報は、毎朝、担当教職員が全教職員とメール等を活用して共有するとともに、緊急性がある場合は、校内放送等を活用して適宜発信することとします。

「熱中症警戒アラート」が発表されたときの対応

「熱中症警戒アラート」とは

環境省が、「熱中症予防情報サイト」において、発表対象地域内の暑さ指数（WBGT）算出地点のいずれかで、日最高暑さ指数（※）を33以上と予測した場合に発表

※一日のうちで最も高い暑さ指数

（参考：「熱中症環境保健マニュアル 2022」（環境省））

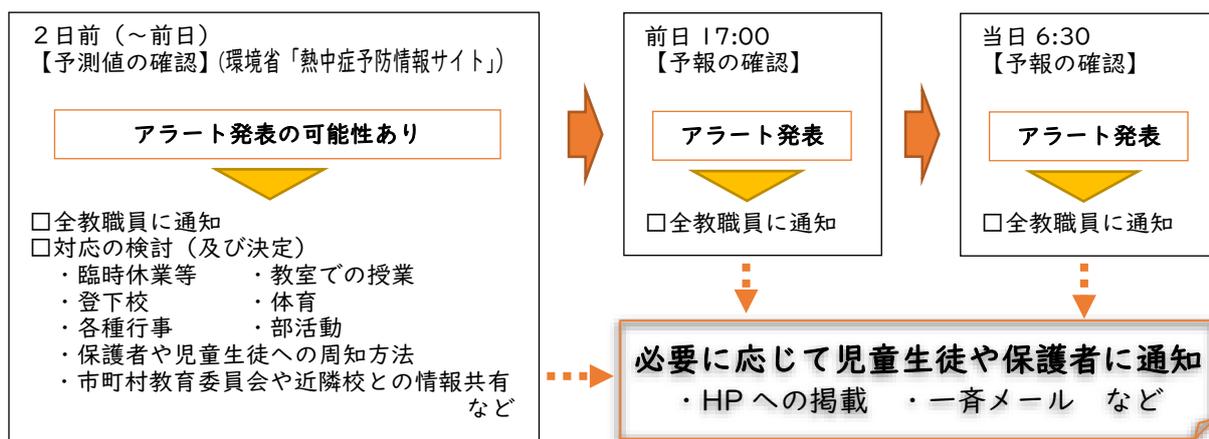
◎ 「熱中症警戒アラート」が発表されたときには、暑さ指数、児童生徒や地域の状況、学校の環境等を勘案し、**臨時休業の実施を検討**します。

- 環境省の「熱中症予防情報サイト」により、自校の所在地又は近隣の地域における暑さ指数予報を確認する。
- 登下校時の安全が確保でき、空調設備が整備されているなど、暑熱環境の危険性を低くできる場合には、必ずしも臨時休業とする必要はなく、状況に応じて判断する。

【根拠規定】

- 北海道立学校管理規則（昭和32年教育委員会規則第1号）（抄）（臨時休業）
- 第27条 校長は、次の各号のいずれかに該当するときは、臨時に授業を行わないことができる。
 - (1) 学校所在地又は大半の幼児、児童若しくは生徒が居住している地域に、気象等に関する特別警報が発表されたとき等、非常変災その他急迫の事情があるとき。
 - (2) その他校務の運営上やむを得ないと校長が認めるとき。
- （臨時休業の報告）
- 第28条 校長は、前条の規定により臨時に授業を行わなかったときは、速やかに教育長に報告しなければならない。

学校における対応



◎ 「熱中症警戒アラート」が発表されていない場合であっても、一定の時間間隔で暑さ指数（WBGT）を測定・記録（活動場所で測定）するなどしながら、児童生徒の状況等に応じて日常生活や運動の実施の可否を判断するとともに、下校時間の繰り上げ等の措置を検討します。

(2) 熱中症防止の留意点

暑さ対策を講じる場合には、校長は、各教職員に指示して、以下の留意点を踏まえ、教育課程の内外を問わず適切な熱中症の防止措置をとります。

環境の留意点	<ul style="list-style-type: none">・ 直射日光、風の有無：直射日光の下での活動や風がない状態での活動を避ける。・ 急激な暑さ：季節の変わり目などにおいて、急に暑くなったときには注意する。
主体別の留意点	<ul style="list-style-type: none">・ 体力、体格の個人差：肥満傾向、体力の低い児童生徒には注意する。・ 健康状態、体調、疲労の状態：運動前の体調チェック、運動中の健康観察を行う。・ 暑さへの慣れ：久しぶりに暑い環境で体を動かす際には注意する。・ 衣服の状況など：衣服は軽装で透湿性や通気性のよい素材とし、直射日光は帽子で防ぐ。
運動中の留意点	<ul style="list-style-type: none">・ 運動の強度、内容、継続時間：部活動におけるランニング、ダッシュの繰り返しに注意する。また、プールは、暑さを感じにくい但实际上には発汗しているため気付かないうちに脱水を起こしやすいことなどが、熱中症の原因になることに注意する。・ 水分補給：0.1%～0.2%程度の食塩水やスポーツドリンク等をこまめに補給する。・ 休憩のとり方：激しい運動では、30分に1回の休憩が望ましい。

(参考：「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」(文部科学省))

(3) 児童生徒に対する熱中症に関する指導

校長は、各教職員に指示し、児童生徒に対して以下の指導を行うことにより、熱中症の未然防止に努めます。

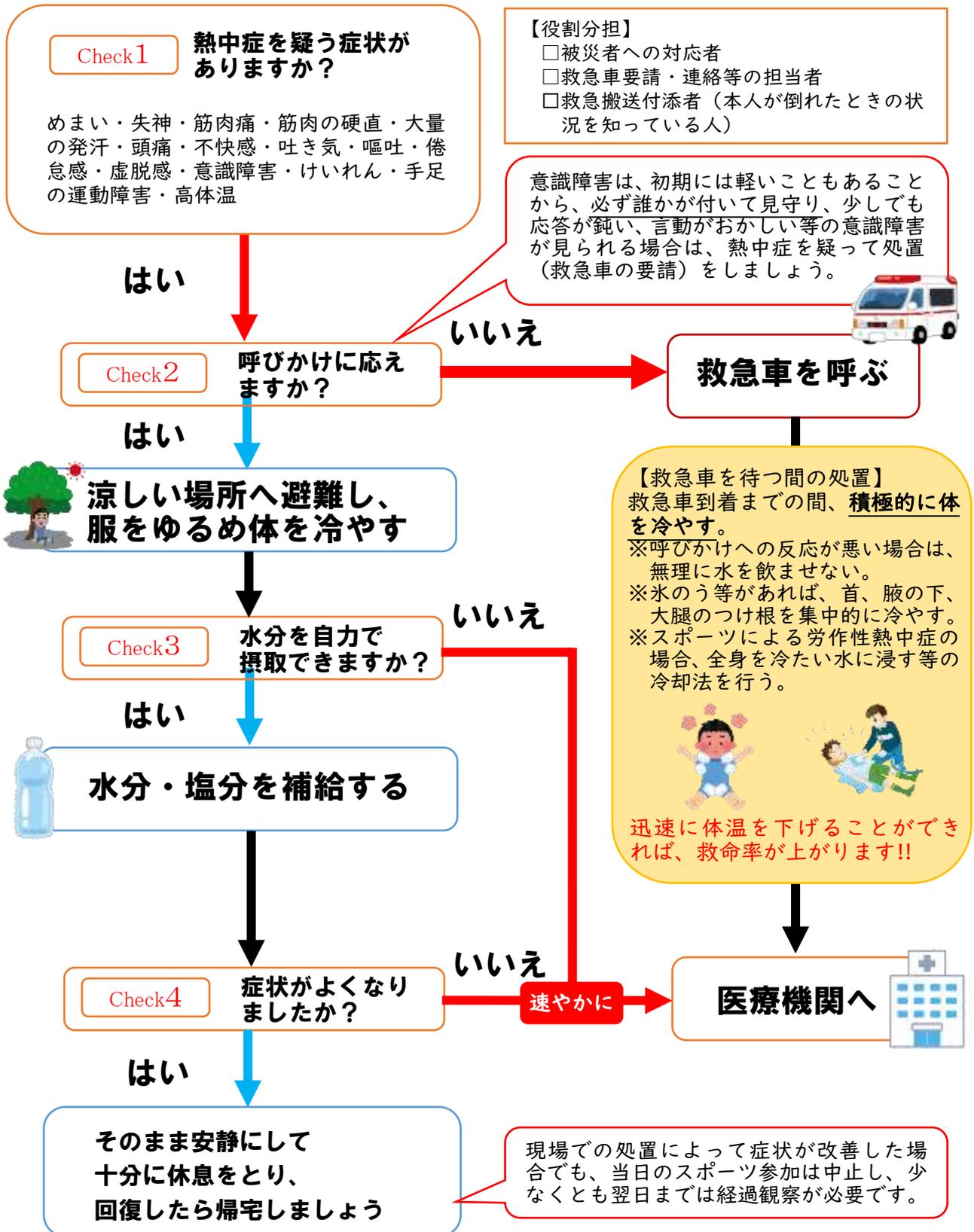
<ul style="list-style-type: none">・ 暑い日には、帽子を着用する、薄着になる、運動するときはこまめに水分を補給し、休憩を取るなど、熱中症防止のための対応をとること。・ 暑い日の運動前には、「体調チェック表」を用いて自らの体調を確認すること。・ 気分が悪い、頭が痛いなど、体調に異変を感じた場合は、躊躇なく申し出ること。
--

(参考：「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」(文部科学省))

(4) 運動前の体調チェック

熱中症を防止するためには、児童生徒が自ら体調管理等を行うことができるよう、適切に指導する必要があります。体育や部活動の運動前に、「体調チェック表」を基に自分の体調を確認することや、児童生徒同士で互いに水分補給の声かけを行うこと、体調不良を感じた場合には躊躇なく教職員に申し出ることなどについて、児童生徒への指導を行います。

3 熱中症への救急処置



(参考：「熱中症環境保健マニュアル 2022」(環境省)
「スポーツ事故ハンドブック」(独立行政法人日本スポーツ振興センター)
「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」(文部科学省))